

(資料提供)

令和4年8月15日

■生活環境部温暖化・里山対策室

室次長 小林 外線：076-225-1462（内線：4211）

■生活環境部自然環境課

課長 村角 外線：076-225-1475（内線：4260）

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例（案）に対するご意見募集について

1 趣旨

地球温暖化対策及び生物多様性の保全に関して、以下の事項を推進するため、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の改正を検討しています。

(1) 地球温暖化対策関連

カーボンニュートラルの推進は、世界的な課題であると同時に、全ての県民の皆様に関わる身近な問題でもあります。昨年改正された地球温暖化対策推進法では、カーボンニュートラルの実現に向けて、国民をはじめ、国、地方公共団体、事業者等が密接に連携しながら推進しなければならないと定められました。

そのため、本県においても、これまで以上に様々な機関と連携し、県を挙げた取り組みを推進することを規定します。

(2) 生物多様性関連

これまで、トキを象徴として、生物多様性の保全や里山里海の保全に県を挙げて取り組んできました。このたびの能登地域におけるトキの放鳥候補地の選定を受け、トキが野生下で生息していた自然環境を取り戻し、これを次の世代に承継する取り組みを加速させなければなりません。

そのため、これまで以上に様々な機関と連携し、県を挙げた取り組みを推進することを規定します。

つきましては、改正案について、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

2 概要

(1) 募集期間

令和4年8月15日（月）～令和4年8月26日（金）

（郵送については、8月26日（金）の消印有効です）

(2) 資料「ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例」（案）の概要

①県のホームページに記載 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/>
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/>

②次の各機関において、閲覧・入手できます。

- ・生活環境部温暖化・里山対策室（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁7階）
- ・生活環境部自然環境課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁7階）
- ・行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階）
- ・小松県税事務所（小松市園町ハ108の1）
- ・中能登総合事務所（七尾市小島町二部33）

・奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11番1）

3 提出方法

ご意見用紙に住所、氏名、ご意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法でご提出ください（ご意見を正確に承るため、お電話や口頭ではお受けできません）。

- (1) 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部温暖化・里山対策室企画推進グループ
- (2) FAX 076-225-1479
- (3) 電子メール ontai@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見は、条例改正の参考とさせていただき、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- (2) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。